

【ポスター発表】

## 徘徊 SOS 見守りネットワークによる認知症高齢者の地域生活支援に関する研究 —HP において公表されている事業の取り組みから—

○ 日本社会事業大学 下垣 光 (8557)

キーワード：認知症、徘徊 SOS 見守りネットワーク、地域

### 1. 研究目的

認知症は、認知機能の低下や日常生活の活動能力の低下だけでなく、行動・心理症状が生じることが知られている。不眠、幻覚・妄想などの薬物療法が可能な精神症状や身体症状なども無視できないものであるが、介護者にとって大きな負担となる症状のひとつが徘徊症状である。徘徊症状は、認知症のある高齢者自身が事故に巻き込まれる可能性もあり、大きな危険を孕むものであるが、地域生活をしている場合、デイサービスやなどの在宅サービスで十分な対応ができるとはいえない。また家族介護者にとっては、自宅から出て行き、家に帰ることが出来なくなる状況が生じたときに、実際に何時間も搜索活動し、警察に保護を依頼するなどの対応をし、身体的精神的な負担は大きい。また一度でも徘徊症状が出現した場合、見守りのために家族介護者は家にいることを余儀なくされ、自らの生活が制約されるなど時間的な拘束をされる場合も少なくない。

これらを踏まえて、地域生活をしている認知症のある高齢者の見守りを軸とした支援事業は、介護保険制度以前から様々な取り組みがされてきた。特に徘徊症状がある場合に、早期に発見し保護するための事業が地方自治体および社会福祉協議会などを中心に展開されてきた。また国は平成 23 年度に徘徊・見守り SOS 事業構築のため予算請求し、都道府県市町村が警察や交通機関、市民が多く参加する搜索・発見・通報・保護や見守りなどのネットワークを推進する方向性を明らかにしている。徘徊 SOS 見守りネットワークの事業としては、以前から様々な試みがされており、平成 22 年のシルバー総合研究所による調査から全国都道府県市町村 1951 ヶ所へアンケート調査からネットワーク構築が整備済みとされているものが 245 ヶ所あるという報告があり徐々に広がりつつあることが伺える。しかしながら同時に 3 割強が稼働していないという現状があり、また地域包括支援センターや認知症の普及啓発を目的としたサポーター養成事業とネットワークと連動しているものが多いとはいえない。本研究では自治体が HP 上で公表している徘徊 SOS 見守りネットワーク事業の内容を検討し、徘徊のある認知症高齢者の地域生活を支えるネットワーク構築の現状と課題を明らかにすることを目的とした

### 2. 研究の視点および方法

インターネット上で公開されている徘徊 SOS 見守りネットワーク事業の内容を分析する。公開されているネットワークにおける、事前登録などの登録方法、家族のネットワークへ

のアクセス、対応方法、ネットワーク図の有無などの確認をおこなった。

### 3. 倫理的配慮

本研究で分析対象としたデータは、インターネット上で自治体などがHPで公表しているものである。またそのネットワーク事業に関わる個人情報などは分析対象に含まれることはなく、倫理上の問題には配慮をしているものとする。

### 4. 研究結果

2013年3月15日現在、HP上で確認できた事業は、93事業であった。取り組み主体は、市(61)、町(14)、区(9)、社会福祉協議会(5)、その他(4)などの事業であった。その他において保健所や地域包括支援センターなどが取り組みの主体であるものが含まれた。事前登録がある場合が72、登録方法が示されているが47、ネットワークにおいて家族が連絡する対象が警察および行政、地域包括支援センターなどの窓口であることが示されているが64事業であった。また、通報から保護までのネットワークを示すイメージ図は49、利用方法についての説明があるのは37、家族向けの登録の仕方の説明があるのは36、徘徊している人への対応方法が示されているのは12事業であった。

### 5. 考察

確認された徘徊SOS見守りネットワーク事業の特徴としては自治体の取り組みの主体であること、事前登録制であることが多いことであった。徘徊症状に対する見守り事業は、介護保険制度施行以前から行われており、特に典型的な事業は、GPSを使用した探知器等を配布したものがある。しかしながら事前に保健センターや役所の窓口で、徘徊症状があることを説明し登録することそのものは決して家族介護者に負担が少ないとはいえず、広く普及しているとはいえない。SOS事業が事前登録制を挙げている限り、その普及には限界があることがうかがえる。

その一方、家族が実際に連絡をする先として警察をあげている事業が多い。実際の徘徊症状は自治体の窓口が開いている時間に生じるとは限らず、捜索や保護における警察の役割が大きいことは明らかである。したがってそれが対応として指示されているのは当然のことと思われる。しかし事前登録しつつ、一方で警察に通報することがあることはネットワークの実際の機能そのものが、社会資源などに対する情報の送信やそれによる捜索などの機能と警察の捜索と効率的に機能しているのかどうか検証していく必要があることを示唆している。また公開されている事業の内容は、介護家族にとって登録や利用の仕方、また対応方法などに言及しているものは少なく、事業そのものが家族の利用をうながすものとなっているとは考えがたい現状もうかがえる。

#### 参考文献

NPO シルバー総合研究所、認知症の徘徊行方不明者の広域SOSネットワークの擁立にむけた調査報告書、平成21年度老人保健健康増進等事業報告書、平成22年3月